

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり公表します。

記

特別会計の名称	資金不足比率（％）	備 考
川上村簡易水道事業会計	—	
川上村下水道事業会計	—	

※資金不足比率の「—」は、資金不足額がないことを示します。